

インターンシップ保険加入について

インターンシップ保険とは、実習中や通勤中に傷害を被った(怪我をした)場合や、実習先に損害を与えた場合に、その損害を補償する保険です。

インターンシップに参加する際には、インターンシップ保険に加入することをお勧めします。また、企業や団体によっては、応募時や受け入れ決定後に、保険への加入や保険加入証明書の提出を指示されることがあります。

求められる保険は、主に次の2種類があります。

◆傷害保険: 災害や事故により実習生が傷害を被った場合に補償される保険

◆損害賠償責任保険: 他者の財物に与えた損害および他者へ与えた傷害を補償する保険

自由応募(個人)でインターンシップに参加する方

保険の加入手続きは学生自身で行ってください。すでに加入している場合もありますので、まずはご家族に確認しましょう。新たに加入する場合は、補償内容が受入機関の条件を満たしていることを確認し、必要に応じて受入機関へお問い合わせください。また、可能であれば、示談交渉サービスが付帯された保険に加入することをおすすめします。

受入機関が定める条件を満たしていれば、民間の保険を含め、どの保険に加入いただいても問題ありません。

| 参考 |

ご自身で適切な保険を見つけられない場合は、「CO・OP 学生総合共済保険+学生賠償責任保険(示談交渉サービス付)」も選択肢の一つです。

成蹊大学には大学生協がありませんが、東京インターカレッジコープの組合員になることで、大学生協のサービスや商品を組合員割引価格で利用することができます。

東京インターカレッジコープへの加入方法および保険の申込み方法については、[東京インターカレッジコープ](#)へ直接お問い合わせください。

なお、組合への加入から証明書の発行まで 1 か月程度かかる場合がありますので、証明書の提出期限に余裕をもって手続きを行ってください。

大学経由応募でインターンシップに参加する方

大学経由応募(※)でインターンシップに参加する方は、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が提供する以下の保険が適用されます。受入機関が決定次第、キャリア支援センターが登録手続きを行いますので、学生自身の手続きは不要です。

■学生教育研究災害傷害保険(通称:学研災/傷害保険)

インターンシップ実習生が災害や傷害を被った場合に補償される

■学研災付帯賠償責任保険(通称:インターン賠/賠償責任保険)

インターンシップ実習生が他者の財物に与えた損害、および他者へ与えた傷害を賠償する

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

※大学経由応募は以下の通りです。

■公共機関のインターンシップにキャリア支援センター経由で申し込み、参加が決定した方

■インターンシップ科目(MBT、インターンシップ準備講座、理工系インターンシップ実習)履修者のうち、大学経由応募枠でインターンシップに参加する方

■MOBT プログラムでインターンシップに参加する方

| 注意 |

学研災およびインターン賠は、大学経由応募インターンシップ以外には適用されません。そのため、大学経由応募のインターンシップに参加する方が、追加で自由応募のインターンシップに参加する場合は、「自由応募(個人)でインターンシップに参加する方」の案内を参考に、ご自身で保険加入と証明書発行の手続きを行ってください。

問い合わせ先: キャリア支援センター(1 号館 1 階)

【対応時間】 平日9:00~17:00(11:30~12:30を除く)

【連絡先】

メールアドレス: intern@jim.seikei.ac.jp / 電話番号: 0422-37-3534

※夏期休業期間中の開室状況については、[キャリア支援センターHP](#)でご確認ください。